

## 鳥取県告示第 1056 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字大畑587の2、津地字大谷山978の3(次の図に示す部分に限る。)、字大谷ノ上エ984、字山田林980の1、下黒坂字蕎麦谷1310の2、1310の40から1310の44まで、高尾字屋敷廻り78、79、84、85、字寺谷158の1、158の2、159、159の1、字寺谷奥160の1、字代ノ平163、165、166、字カケヒラ192、194から197まで、字上高尾道内222、字倉谷屋敷564、565、字小吹家ノ向658の1、658の4、字若林659、667の2、字小屋ノ谷上ミ平ラ680から683まで、字小谷684、685、字宮ノ向686、字細谷奥695の1から695の3まで、字細谷日向平696の1、696の2、字屋敷ノ上エ697の1から697の3まで、字アカハネ丸山698の1、698の2、字坪谷699、字大谷アセブガウネ700の1、700の2、字野路大谷701の1、701の2、702、703の1、字野路山704の1から704の5まで、705から710まで、字カジ林711、711の1、712、712の1、712の2、713、小原字棚田422の1、字滝谷615、字舟谷618、619、久住字鍛冶屋433、字大沢道上エ916、917の1、下菅字天王奥山280、字セドノ谷363、下榎字彦谷890の6、890の7、字宮谷ヲンジ958(次の図に示す部分に限る。)、字宮谷ヒナ平965の1、福長字家ノ上へ516の1(次の図に示す部分に限る。)、字堂ノマへ534、字堂ノ上エ554(次の図に示す部分に限る。)、字井ノ原山西平ラ1182の16、榎市字オノ谷11・12の1・13(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字長畑奥953、金持字土居谷729、三谷字向田116から120まで、字小丸山160、字甚五草里162、163、字ノボシ原309から312まで、三土字山葵谷ノ五566から570まで、字山葵谷ノ二580、字日南ノ五672から674まで、675の1、本郷字上エ馬ヶ谷1012、1013、1015、1019から1021まで、字横畑井手ウエ1354、字寺ノ谷1897、字上ミ矢谷ノ上エ2026、字六本松2027の1、字魚切2028の1、2029、字野路谷2058の1から2058の3まで、2058の5から2058の57まで、2059から2061まで、字タラ谷2062の1、2063、2064、字野路谷ヒナ平2065の1、2065の2、字大谷2069の1、2069の2、字毛田ノ谷陰地2070、字毛田ノ谷ヒナ平2073、字赤神上ミ平2099、2100、字赤神2113の1、2113の4から2113の41まで、字大石谷2123、字天王谷2150の1、2150の3から2150の8まで、字三ツ吉2162、2163、字屋敷谷上ミ平2174の1、2175、字大平2176の1から2176の15まで、字下モノ谷2177の1、2177の2、字塚ノ原2178の1、字釜ノ谷2181、2182、2183の1、字桐ノ木谷2184の1、2185の1、字大津恵2186、2187、字カシキ谷2188の1から2188の32まで、2189から2192まで、2193の1、2194、字重箱滝2195、2196、字又左衛門滝2197、2198、字奥津恵2199、2200、字足谷2201の1、字堤ノ上エ2209、2210、字赤畑2211、字滝ノ上エ2212、字坂ノ上エ2213、2214の1、2214の2、根雨字妻ノ神谷44の1、47、48、字寺ノ上62の1、字大畑80、字場ヶ谷尻250の3、251、字乙ノ原大谷912、字与市谷上ミ平ラ913、914、字野路山921、922、字梨ノ木谷奥923から928まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

高尾字倉谷屋敷564、565、字小屋ノ谷上ミ平ラ680から683まで、字小谷684、685、字宮ノ向686、福長字井ノ原山西平ラ1182の16(次の図に示す部分に限る。)、榎市字長畑奥953、三谷字ノボシ原310、311、312(次の図に示す部分に限る。)、本郷字横畑井手ウエ1354、字寺ノ谷1897

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町根雨字野路934の2(次の図に示す部分に限る。)、金持字栗ノ木468、字家ノ前677、字平ル畑右912の9、912の10、字地藏谷1395の1、1395の2、1396から1399まで、濁谷字原1183、字鉄穴洞1229、1231、三土字代ノ尻466の1、字日南ノ五675の2、677の3、677の4、678から680まで、秋縄字下アキ168の2、169の1、170、171、字カヤケ平1107の1、1108の1、門谷字上ミウトウ谷ノ一977、字堂免984の2、本郷字天王行岸629の1、字ハゲラ1670から1672まで、字舟木谷2018の1、下榎字葉岩ノ上834の2、字彦谷890の2、890の3、893の2、894の2、914の2、914の6、下黒坂字ケンギヤウ417、字古ヶ市820の2、字要害山847、858の1、858の2、859、字オノ木原上エ1018の2、黒坂字一本木689、中菅字地主ヶ市274の1、福長字宮谷川ヒラ2の2、字オノ木谷山251の2、久住字鉄穴田606の1、字大沢鑪床949の1、字大沢家ノ向992の1、字川西1054の4、1055の1、1055の2(次の図に示す部分に限る。)、1055の3、1055の4、1056の3、1057の49、字川西山1068の10、小原字井手ノ上へ65、79の2、字大鉄穴490の1、494、500、502、506、字大矢戸原554、566から569まで、572、584の1、上菅字家ノ奥1050の2、1050の4から1050の8まで、高尾字道上207、三谷字屋敷72、73、字家ノ向218の1、字家ノ上エ322、榎市字堂坂568、571、字榎市579

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)